

日本農業新聞

©日本農業新聞2012

2012年 (平成24年)

10 27

土曜日

。その結
不、JAの集
い。
出す産地J
農家が率先
かによる気
という共通

して安全で
画しよう
ている。北
の産地の米
量の方が多
気だ。
、需要が増
ならず地域の
分作ること
すも出てい
なく、きち
産地の実態

数も拡大。現
中心に16県32
販売する。
の買い取り価
式。生産者が
先な価格をベ
や化学肥料の
にに応じて5段
「消費者をツ
り入れる」田
「物調査に協力
」の取り組みも
だ。
◇ JAささかみ
る「コシヒカ
全量をパルシ
販売。その結
に対し県内の概
産は1万55
りも、250
00円上乗せし
12月までに支
ができてい

用する。
産地の取り組みを支え

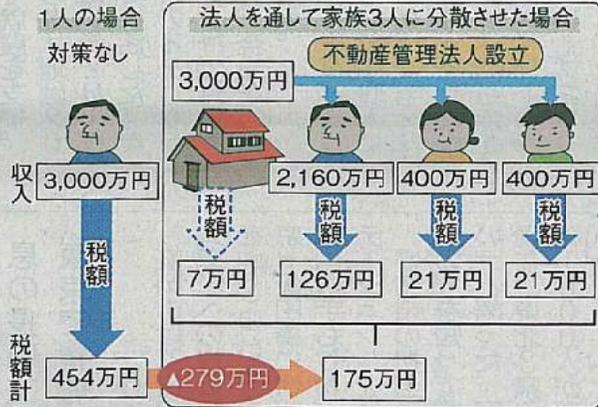
節税への近道

持続的経営のために

浮かんで消える税制改正
案。所得税の最高税率の引き上
げと相続税の増税についての
結論は先送りされているが、今
後もこのような圧力は続くこと
が予想される。資産の大半を占
める不動産と、そこから生み出
される所得をコントロールする
手段としては、不動産管理法
人を活用した対策が考えられる。

所得税面でのメリットを挙げ
ると、所得を家族従業員に分散
させることができ、これによっ
て税率を低く抑えられるという
点が挙げられる。所得税の計算
で採用されている税率構造は、
所得が高くなるにつれて税率も
引き上げられる仕組みだ。その
ため、1人で3000万円を取
得するよりも、3人で1000
万円ずつ受け取った方が支払う
税金は少なくなる。

不動産管理法での節税効果



不動産管理法の設立

所得分散し税率抑制

また、不動産管理法人から分
配される給料については、給与
所得控除が利用できるという点
も重要だ。法人の利益を算出す
る際、管理にかかる経費を差し
引く。その上に「みなし経費」
として規定されている給与所得
控除を受け、経費を二重で計上
しているようなものだ。当然、
課される税金は圧縮される。
相続税対策としてのメリット
も大きい。所得を給与の支払い
という形で家族に分配すること
ができるので、贈与税を負担す
ることなく資産を分散すること
ができる。分配された給与は、
将来的には相続税の納税資金の
確保にもつながる。

何より、法人は不死であり、
当然、相続税がかからない。株
式の移転は必要となってくる
が、融通のきかない不動産より
も柔軟に対策を打つことが可能
だ。半永久的に存続する会社を
経営するということは、「一族
繁栄のため」という生きがい
もつながるのではないか。

もっとも、事業規模が小さい
とかえって税負担が増加するこ
とがある。経理・申告事務が繁
雑になるため、税理士などに依
頼すると経費負担が多くなると
いった側面もある。設立に先駆
けて、事前のコミュニケーション
が必須といえる。
(シンドマーク税理士法人代
表・清田幸弘)

訂正

20日付第16回「消
費税」の図「消費税

の2段階にわたる引き上げ」
中、税率8%時の内訳で消費税
が「6・6%」とあるのは「6・
3%」の誤りでした。

※聞き取りを基に日本農業新聞作成

5万2330円が、飯泉
さんの10万所得となる。